

策定に当たって

都は、平成 18 年 12 月に「10 年後の東京」を策定し、この中で「10 年間で障害者雇用の 3 万人増加」という目標を掲げました。

同 19 年 10 月に設置した東京都障害者就労支援協議会では、平成 20 年 11 月に「首都 TOKYO 障害者就労支援行動宣言」を取りまとめ、協議会に集う関係機関が連携しながら、障害者雇用の増加を目指して多様な取組を進めてきました。平成 23 年 12 月に策定した「2020 年の東京」においても、これまでの目標は引き継がれ、引き続き障害者の就労支援に向けた取組に力を入れていくこととしています。

最近の障害者雇用情勢を見ると、東京の障害者雇用数は、平成 19 年度から同 25 年度にかけて約 42,000 人増加しているものの、民間企業全体の雇用率は依然として法定雇用率を下回っています。

また、平成 25 年 4 月から民間企業の法定雇用率が 1.8%から 2.0%に引き上げられたことに加え、平成 30 年 4 月からは法定雇用率の算定基礎の対象に新たに精神障害者が追加されるなど、障害者雇用を取り巻く状況は大きく変化しつつあり、障害者雇用の促進に向けた就労支援の必要性が一段と高まっています。

こうした中で、今後とも、就職を希望する障害者を企業等につなぐとともに、就職後の定着支援、離職者の再就職支援、国・都等公的機関における雇用、雇用の場と機会の拡大等、障害者の就労を支援する取組をさらに強力で推進していく必要があります。

本協議会は、平成 26 年度の事業計画「連携プログラム 2014」を策定し、障害者雇用に向けた取組を着実に進めてまいります。

目次

・策定に当たって	
・東京の障害者雇用に係る施策の展開	1
1 東京の障害者雇用の現状	1
2 国の取組	3
3 障害者の就労支援の主な取組	4
・首都 TOKYO 障害者就労支援行動宣言	9
・障害者雇用・就労推進 TOKYO プラン（行動指針）	10
・障害者雇用・就労推進 連携プログラム 2014	14
行動 1 地域の就労支援ネットワークを構築します。	15
事業 1-1 就労支援ネットワーク強化・充実事業	16
事業 1-2 職業リハビリテーション推進フォーラムの実施	16
行動 2 障害者のライフステージを通じた就労を支援します。	17
事業 2-1 区市町村障害者就労支援事業の充実	18
事業 2-2 障害者就業・生活支援センター事業	18
事業 2-3 障害者一般就労・職場定着促進支援事業	18
事業 2-4 離職・再チャレンジ支援助成事業	18
事業 2-5 障害者支援施設等における若年障害者雇用促進事業	18
行動 3 職業的自立を支援する職業教育を充実します。	19
事業 3-1 民間を活用した企業開拓	20
事業 3-2 知的障害が軽い生徒を対象とした特別支援学校高等部の設置	20
行動 4 障害者ニーズ・企業ニーズに応じた職業訓練を実施します。	21
事業 4-1 東京障害者職業能力開発校における訓練の推進	22
事業 4-2 一般校における障害者職業能力開発訓練の推進	22
行動 5 企業等での訓練・実習の場を拡充します。	23
事業 5-1 障害者職場実習ステップアップモデル事業	24
事業 5-2 障害者の態様に応じた多様な委託訓練	24
事業 5-3 職場実習・職場見学促進事業	24
事業 5-4 離職障害者職場実習事業	
事業 5-5 障害者企業見学コーディネート事業	24
事業 5-6 障害者就労促進パートナーシップ事業	24
行動 6 福祉施設においてキャリアカウンセリングを実施します。	25
事業 6-1 地域開拓促進コーディネーターの設置 拡充	26
事業 6-2 キャリアカウンセリングの普及	26
行動 7 福祉施設の従事者の人材育成を図ります。	27
事業 7-1 就労支援体制レベルアップ事業	28
事業 7-2 就労支援に関する助言・援助・実務的研修の提供	28
行動 8 効果的な就労支援ツールを普及させます。	29
事業 8-1 支援プログラム（職業評価等）の普及	30
行動 9 精神障害者のグループ就労や医療連携の仕組み作り、職場復帰の支援に取り組みます。	31
事業 9-1 精神障害者雇用好事例リーフレットの作成・配布	32
事業 9-2 東京ジョブコーチ支援事業の推進	32
事業 9-3 精神障害者の雇用支援ネットワークの充実・強化	32
事業 9-4 精神障害者の職場復帰支援の推進 拡充	32
事業 9-5 精神障害者の雇用継続支援の推進	32
事業 9-6 総合就労支援プログラム「トライワークプロジェクト」	32
事業 9-7 精神障害者雇用安定奨励金の活用	32
事業 9-8 精神医療機関就労支援研修事業	32
行動 10 「精神障害者ステップアップ雇用奨励金」を積極的に活用します。	33
事業 10-1 事業の紹介	34

行動 1 1 経営者へ障害者雇用の働きかけを推進します。	35
事業 11-1 企業への障害者雇用相談の実施	36
事業 11-2 【緊急雇用創出事業】企業等の訪問による障害者雇用普及啓発事業	36
事業 11-3 「特例子会社等設立促進助成金」の活用	36
事業 11-4 中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金の活用	36
事業 11-5 難治性疾患患者雇用開発助成金の活用	36
事業 11-6 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金の活用	36
事業 11-7 発達障害者雇用開発助成金の活用	36
事業 11-8 職場支援従事者配置助成金の活用	36
事業 11-9 精神障害者等雇用安定奨励金の活用	36
事業 11-10 重度障害者等多数雇用施設設置等助成金の活用	36
行動 1 2 企業への障害者雇用の啓発活動を推進します。	37
事業 12-1 経営者向けセミナー等の実施	38
事業 12-2 事業者向けセミナー等の実施 拡充	38
事業 12-3 特別支援学校等との情報交換	38
事業 12-4 企業向け普及啓発セミナー	38
事業 12-5 企業向けワークショップ等の実施	38
行動 1 3 「障害者雇用支援月間」「障害者週間」等でのPRを充実します。	39
事業 13-1 障害者雇用支援月間(9月)における情報発信関係事業	40
事業 13-2 障害者週間におけるPRの実施	40
行動 1 4 障害者雇用好事例集や職場で配慮すべき事項を紹介します。	41
事業 14-1 就労支援機関PR～企業向けDVDの作成・配布	42
事業 14-2 学校PR～企業向けDVDの作成の推進(再掲)	42
事業 14-3 雇用好事例集などの作成	42
事業 14-4 障害者雇用実態調査の実施【東京都緊急雇用創出事業】	42
事業 14-5 障害者就労実態調査 新規	42
行動 1 5 中小企業の雇用に向けた新たな仕組みを検討します。	43
事業 15-1 事業協同組合の活用による中小企業における障害者雇用創出に向けた取り組み	44
行動 1 6 中小企業に対する支援を強化します。	45
事業 16-1 中小企業障害者雇用支援助成事業	46
事業 16-2 東京ジョブコーチ支援事業の推進(再掲)	46
事業 16-3 総合コーディネート事業の推進 拡充	46
事業 16-4 障害者雇用優良企業登録制度の推進	46
事業 16-5 「特定求職者雇用開発助成金」の活用	46
事業 16-6 「障害者雇用ファースト・ステップ奨励金」の活用	46
事業 16-7 オーダーメイド型障害者雇用サポート事業	46
事業 16-8 障害者職場定着サポート推進事業 新規	46
行動 1 7 企業等への法定雇用率達成に向けた指導を強化します。	47
事業 17-1 基準に基づいた指導	48
行動 1 8 都庁でのチャレンジ雇用の拡充します。	49
事業 18-1 教育委員会の一般の雇用の拡充	50
事業 18-2 チャレンジ雇用の拡充	50
事業 18-3 【東京都緊急雇用創出事業】によるチャレンジ雇用	50
事業 18-4 東京都教育委員会版チャレンジ雇用の拡充 拡充	50
行動 1 9 「キャリア形成シート(個別移行支援計画を含む)」を就労支援機関、企業等に引き継ぎます。	51
事業 19-1 個別移行支援計画の引継ぎ	52
行動 2 0 ハローワーク・福祉施設・就労支援機関・企業が顔の見える関係を構築します。	53
事業 20-1 ハローワークを中心としたチーム支援の実施	54
事業 20-2 在宅就業支援団体等活性化助成金の活用	54
・障害者雇用・就労推進 連携プログラム2014 事業名一覧【事業番号順】	55
・	〃
	【事業番号順】
・東京都障害者就労支援協議会 委員名簿・事務局名簿	59
資料編	
データ一覧	63
連絡先一覧	74

東京の障害者雇用に係る施策の展開

1 東京の障害者雇用の現状

【民間企業に雇用されている障害者の数は着実に増加】

厳しい雇用情勢が続く中、障害者の雇用状況については、平成25年6月1日現在、都内の民間企業の雇用障害者数が149,245.0人と過去最高となりました。(図1)

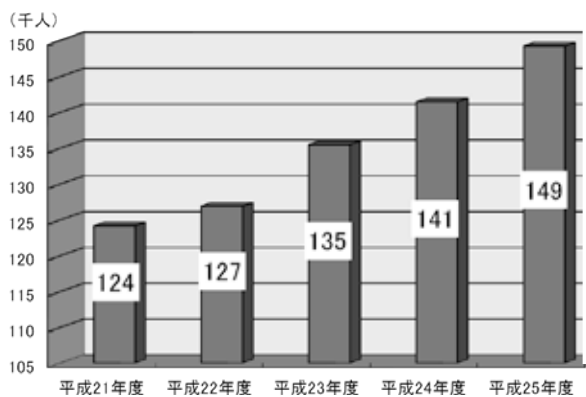
また、障害者実雇用率は1.72%(図2)で、1,000人以上規模企業の実雇用率は1.96%と法定雇用率に近似していますが、500人から1,000人未満規模企業では1.64%、300人から500人未満規模企業では1.45%、100人から300人未満規模企業では1.08%と、中小企業で依然として低い水準にあります。さらに、全体として雇用率達成企業の割合は3割にとどまっており、全国に比べると低い状況にあり雇用機会の拡大を図ることが必要です。(表1)

*法定雇用率は平成25年4月より、1.8%から2.0%に引き上げとなりました。

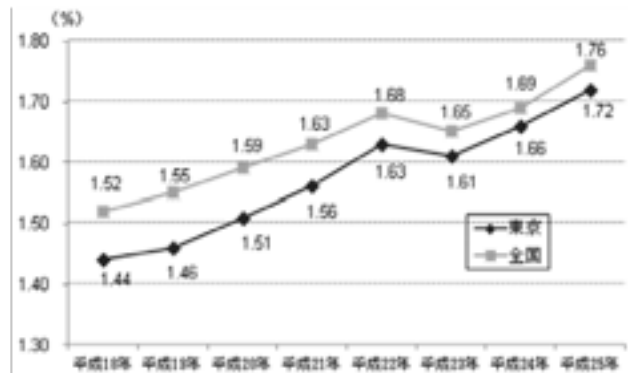
また、これに伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業者56人以上から50人以上に変わりました。

都内民間企業の雇用障害者数(平成25年6月1日現在)

(図1) 障害者雇用者数の推移



(図2) 障害者雇用率の推移



都内民間企業の障害者雇用(平成25年6月1日現在) (表1)

(単位:人)

	対象企業数 (雇用率)	達成企業数 (構成比)	未達成企業数 (構成比)
50~299人	13,268 (0.96)	3,646 (27.5)	9,622 (72.5)
300~999人	2,988 (1.57)	833 (27.9)	2,155 (72.1)
1,000人以上	1,370 (1.96)	529 (38.6)	841 (61.4)
合計	17,626 (1.72)	5,008 (28.4)	12,618 (71.6)

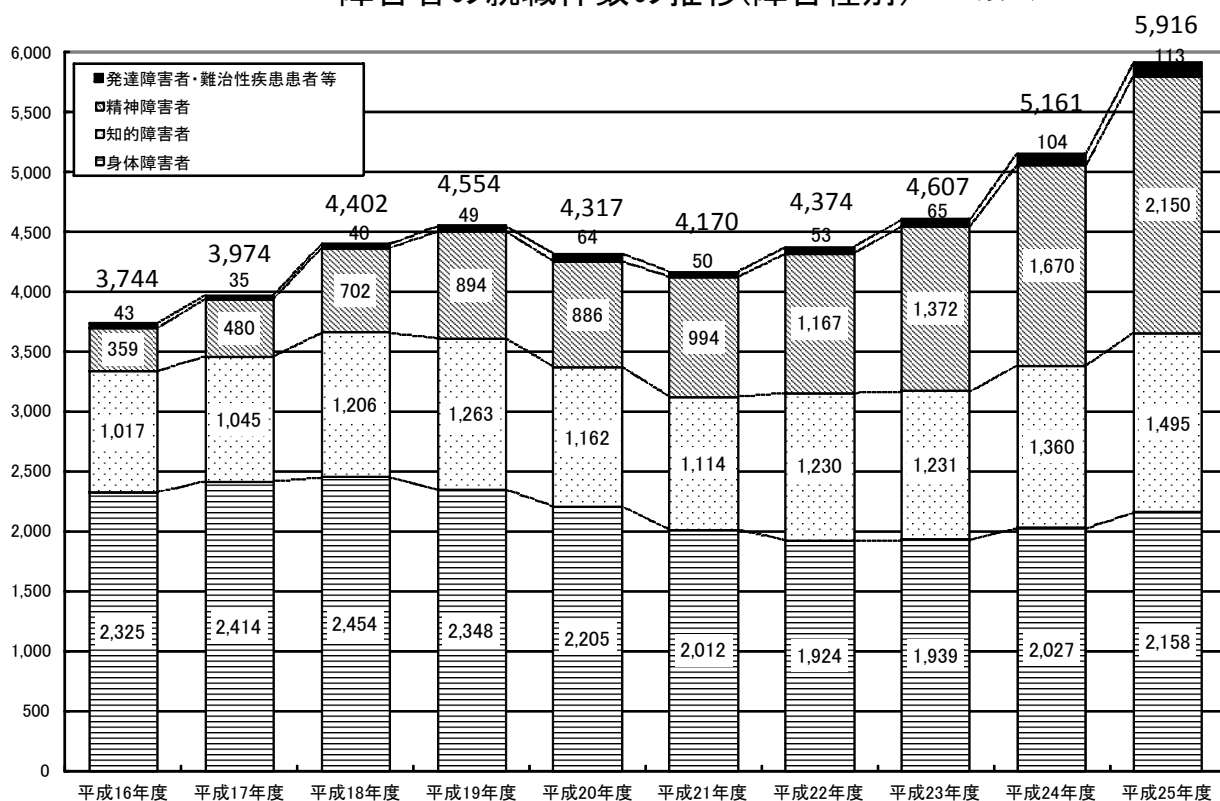
(東京労働局調べ)

【厳しい雇用情勢の中、障害者の就職件数は過去最高】

一方、平成25年度の都内ハローワークを通じて就職した障害者の就職件数は5,916人となり、厳しい雇用情勢の中、4年連続で前年度を上回りました。

就職件数を障害種別に見ますと、身体障害者が2,158人(36.5%)、知的障害者が1,495人(25.3%)、精神障害者が2,150人(36.3%)、その他の障害者が113人(1.9%)となっており、最近では身体障害者の占める割合が低下し、知的障害者、精神障害者の占める割合が高くなっています。とりわけ、精神障害者の増加が著しい状況です。(表2)

障害者の就職件数の推移(障害種別) (表2)



(東京労働局調べ)

2 国の取組

【取組の方針】

法定雇用率達成指導においては、大企業に対する指導を継続しつつ、中小企業に重点をおいた効果的な雇用率達成指導を実施します。

指導にあたっては、企業が障害者雇用に当たり抱えている課題に対応した、具体的な提案・援助型指導、支援を実施し、雇用機会の拡大を図ります。

また、障害者に対する支援体制の充実・強化を図り、障害の特性や就労ニーズに応じて一人一人の状況に応じたきめ細やかな就職支援を実施します。

特に、ハローワークが中心となって、関係機関のネットワークを活用して「チーム支援」を実施することにより、就職の準備段階から職場定着まで、障害の特性に応じたきめ細やかな支援を充実させます。

【平成26年度の主な取組】

- ・ 指導基準に基づいた厳正な雇用率達成指導
- ・ 企業の雇用課題に対応した指導
- ・ 公的機関に対する指導
- ・ 障害者個々人に応じた就職支援
- ・ 関係機関とのチーム支援による就職支援
- ・ 障害特性に応じたきめ細かな支援

平成25年4月1日から

障害者の法定雇用率が引き上げになりました

民間企業等は法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。
この法定雇用率が、平成25年4月1日から以下のように変わりました。

事業主区分	法定雇用率		
	現行		平成25年3月31日まで
民間企業（※）	<u>2.0%</u>	←	<u>1.8%</u>
国、地方公共団体等	<u>2.3%</u>	←	<u>2.1%</u>
都道府県等の教育委員会	<u>2.2%</u>	←	<u>2.0%</u>

※今回の雇用率の見直しに伴い、障害者を1人以上雇用しなければならない民間企業の範囲が、従業員56人以上から50人以上に変更

3 障害者の就労支援の主な取組

都は下記計画に基づき、障害者就労支援協議会に参加する団体等と連携して、障害者の就労支援に取り組んでいます。

「2020年の東京」計画（平成23年12月策定）

【2020年の東京の姿】

- 障害者が地域で安心して生活できる環境が整備され、障害の有無や程度に関わらず、誰もが共に暮らす社会が実現している。
- 障害の特性や障害者のライフステージに応じたきめ細かな支援体制が、身近な地域に構築されている。
- 企業と障害者双方の就労への取組が加速され、障害者雇用が今後10年間で約3万人増加している。

第3期東京都障害福祉計画（平成24年4月策定）

障害者が地域において自立して生活し、その生活の質の向上を図るため、働く機会を拡大するとともに、安心して働き続けられるよう支援を提供することにより、障害者が当たり前で働ける社会の実現を目指す。

特別支援教育第三次計画（平成22年11月策定）

職業的な自立を推進する就労支援体制の整備など教育・福祉・医療・保健・労働等の関係機関との積極的な連携を進める。

【身近な地域の就労支援機関の設置による障害者の支援】（福祉保健局）

区市町村障害者就労支援センター（49区市町）と障害者就業・生活支援センター（6か所）を設置し、職場開拓や就職準備、職場定着などの就労面の支援と就労に伴う生活面の支援を一体的に提供しています。

企業に対しても、業務内容の提案、定着に向けたノウハウの提供を行っています。

職場での定着支援風景



就労支援機関をPRするリーフレット



【企業等での職場見学・職場実習・職業訓練】

(1) 障害者就労促進パートナーシップ事業 (福祉保健局)

就労支援機関と企業とのグループワークと職場実習を併せて行うことにより、互いのギャップを確認・解消し連携を強化するとともに、雇用のミスマッチを解消し、障害者の円滑な一般就労の促進・定着を図ります。

(2) 障害者企業見学コーディネート事業 (福祉保健局)

在宅又は就労継続支援B型に通所する障害者が、企業及び就労移行支援事業所を見学しながら、企業で働く障害者等と意見交換を行う場を提供することにより、一般就労への意識を高める契機とします。

(3) 職場体験実習開拓・紹介事業 (総合コーディネート事業) (しごと財団)

障害者雇用支援アドバイザーが実習業務の切り出しなど、受入れにあたってのアドバイスをを行いながら、実習先企業を開拓し、面談会等を通して地域の就労支援機関へ紹介します。また、実習生の損害保険料の補助を行うほか、職場体験実習生を受け入れた中小企業等に対して助成金を支給します。

(4) 職業訓練・委託訓練 (産業労働局・しごと財団)

障害者を対象とした東京障害者職業能力開発校等で職業訓練を実施するとともに、企業等の現場を活用した職業訓練の機会を提供する委託訓練を実施します。

職場訓練・委託訓練
事業案内(パンフレット)

障害者就労促進
パートナーシップ事業(チラシ)



平成26年度 東京都 障害者就労促進パートナーシップ事業 (就労支援機関向け)

障害者の短期インターンシップも体験いただけます。

障害者雇用セミナー

「企業で働いてみたい」という利用者のニーズに応えたい！
「一般就労に向けてのトレーニングはしているけど、実践的なトレーニングになっているのかわからない」
「企業がどんな人材を求めているのか、企業のことをもっと知りたい」
「企業での実態に対して、適切なしごと支援がある？」

とご主人の就労支援機関の相談、ぜひ、この機会をご活用ください。

参加費無料

【セミナー】
※日数・会場 (全4回:各回とも同内容)
【日程】第1回: 9月18日(火) 第2回: 9月19日(水)
 第3回: 9月24日(火) 第4回: 9月29日(月)
【会場】15:00~17:00 (閉場18:00)
【会場】東京福祉社会福祉情報センター
東京都文京区小日出4丁目1番4号(池袋3線)に近いです。
 東京都丸の内線「茗荷谷駅」下車徒歩3分

【本事業の特色】
 「企業で働いてみたい」という方は、セミナーのみで参加いただくよりも効果的です。セミナー・インターンシップを併せてご参加ください。

参加申し込み
(実習参加・不参加のご選択の上)

セミナー
 会場(9時~17時)の
インターンシップ(実習)

プログラム	テーマ	講師
企業 実習先	[1] ①情報提供 ②基礎講演 ③昨年度実習 実施事例報告	①東京都福祉未来支援 職業指導員 ②一般社団法人 障害者雇用促進協会 障害者雇用アドバイザー 月下一男氏
	[2] グループワーク	③株式会社FVP事務局
	[3a] ①実習先や雇用に向けてのアドバイス 雇用後の社内、障害者の状況等 発生 ②就労支援機関の活用方法、仕事の出し等 参加企業からの質問に答える	①雇用企業担当 ②一般社団法人 障害者雇用促進協会 障害者雇用アドバイザー 月下一男氏
職業 訓練	[3b] ①実習・就労に向けてのアドバイス ②実習の概要説明	①就労支援機関担当 ②株式会社FVP事務局

【障害者を支援する人材の育成】

(1) 就労支援体制レベルアップ事業（福祉保健局・東京障害者職業センター）

就労支援センター、就労移行支援事業者等就労支援機関の職員を対象に、障害者の就労支援を行う上で必要な知識・情報・技術・コミュニケーション能力の習得に資する研修を実施します。

(2) 就労支援に関する助言・援助・実務的研修の提供（東京障害者職業センター）

就労支援機関からニーズが多いテーマを設定した「就労支援課題別セミナー」の開催、また、実際の支援場面での実習等による「カスタマイズ型研修」の実施をしています。

【雇用の場と機会の拡充】

「雇用にチャレンジ」事業（産業労働局・福祉保健局・教育庁）

都庁で知的・精神障害者を短期間雇用し、業務の経験を踏まえて一般企業への就職の実現を図ります。平成25年度からはこれまでの臨時職員制度（6ヶ月雇用）に加え、新たに非常勤職員制度（1年間雇用）を導入し、個々の障害特性、準備性に合った制度の活用を促すとともに、就労につながる支援を実施しています。

【雇用に取り組む中小企業への支援】

(1) 東京ジョブコーチ支援事業（しごと財団）

所定の研修を修了した東京ジョブコーチが障害者を雇用する職場に出向き、職場環境の調整、通勤やコミュニケーションの支援など職場に定着するための支援を行っています。

(2) 企業向け普及啓発セミナー（産業労働局・福祉保健局・教育庁）

産業労働局・福祉保健局・教育庁の3局連携による企業を対象としたセミナーを実施しています。

		テーマ・開催日		
教育庁	テーマ	特別支援学校高等部生徒のインターンシップを活用した雇用の拡大		
	開催日	平成25年7月10日	参加者	37名(28社)
福祉保健局	テーマ	障害者雇用、関係機関が支えます！		
	開催日	平成25年11月26日	参加者	102名(83社)
産業労働局	テーマ	企業向け障害者雇用普及啓発セミナー		
	開催日	平成26年3月4日	参加者	275名(231社)

(3) 障害者職場定着サポート推進事業（産業労働局）

地域の就労・生活支援機関や経営者団体で構成する連絡会を設置し、障害者の職場定着支援を通じ、定着に関する課題や発生原因等を分析・調査し、効率的・効果的な定着支援等の事例収集を実施するとともに、地域就労・生活支援機関による企業、就労支援機関等に対する事例紹介を内容とするセミナー実施、事例集の作成配布を行い都全域への普及啓発を行います。

(4) 障害者雇用実務講座の実施（総合コーディネート事業）（しごと財団）

初めて障害者雇用を検討している中小企業人事担当者を対象として、障害者雇用に必要な基礎知識・ノウハウを学べる講座（知識・ノウハウ取得コース：2日・年2回・実践演習コース：2日・年2回）を開設し、障害者雇用（採用手続・雇用管理）に向けた支援をしていきます。

(5) 精神障害者雇用サポート事業（総合コーディネート事業）（しごと財団）

現在精神障害者を雇用していない中小企業で、これからの雇用を検討している企業を対象に、専門のアドバイザーが雇用前の職場環境等の整備から採用手続き、採用後の雇用管理に至るまで一貫した支援を長期的に行っていきます（精神障害者を雇用した場合、採用から最長3年間の支援）。

(6) 企業向けワークショップの実施（東京障害者職業センター）

中小企業により重点をおき、「障害者雇用におけるA to Z」について多彩なテーマを設定した、企業の担当者向けのワークショップを実施しています。

【児童・生徒の職業的自立を目指した教育の推進】

(1) 特別支援学校におけるキャリア教育の推進（教育庁）

小・中学部段階からのキャリア教育を充実し、働く喜びが体感できる指導等の展開を図っています。

(2) 知的障害が軽い生徒を対象とした特別支援学校高等部の設置等（教育庁）

企業就職率100%を目指す高等部職業学科の設置や普通科職業コースの設置など、生徒一人ひとりの多様な進路希望に応える後期中等教育の実現に努めています。なお、平成26年度は新たに都立足立特別支援学校職業学科を設置しました。

(3) 特別支援学校高等部生徒の職場実習及び就労先の開拓（教育庁）

関係機関と連携して企業向けのセミナーを開催し、理解啓発を図った上で職場実習や就労先の開拓を進めています。また、就労支援アドバイザー等の民間活力を活用した就労先等の開拓に取り組んでいます。

障害者就労支援の取組のイメージ

(出典「2020年の東京」計画)

